

教育委員会定例会（12月）会議録

日 時 平成24年12月26日（水） 15時00分～16時13分
 場 所 市庁舎3階301会議室
 出席委員 永田 見生（委員長）
 半田 利通（委員）
 岡部 千鶴（委員）
 生澤 麻矢（委員）
 日野 佳弘（委員）
 堤 正則（委員、教育長）

事務局 大津 秀明（教育部長） 辻 文孝（市民文化部長）
 窪田 俊哉（教育部次長） 佐藤 光義（市民文化部長次長）
 大森 雅友（教育部学校教育改革担当次長） 井上 隆夫（生涯学習推進課長）
 津留崎 哲（施設整備課長） 古賀 正美（文化財保護課長）
 大久保 隆（学校教育課長） 道井 清太（体育スポーツ課長）
 野田 晃（学校教育課人事管理主幹） 水落 勝則（中央図書館長）
 桑野 洋志（学校教育課指導主幹） 森崎 一男（青少年育成課）
 大山 明（学校教育課人事管理主任）
 重石 悟（学務課長）
 山内 義美（学校保健課長）
 牛島 修彦（人権・同和教育課）
 津邊 章雄（教育センター所長）

議案 第57号議案 久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 第58号議案 平成25年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について
 第59号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検
 及び評価の実施について

議事録

委員長 : ただ今より、第13回の教育委員会定例会を開催いたします。
 議案の審議に入る前に、11月定例会の会議録について、ホームページへの掲載の確認を含めて、何かあればお願いします。

全委員 : (特になし)

委員長 : 特にご異存ないようですので、11月定例会の会議録を原案のとおり承認いたします。

次に、議案の審議に参ります。第57号議案「久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」について説明をお願いします。

第57号議案 久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

- 事務局** : 《議案説明》
 ※ 条例改正の経緯、施行期日等について説明。
- 委員長** : 第57号議案について、ご質問やご意見はありますか。
- 全委員** : (特になし)
- 委員長** : 特にないようですので、第57号議案を原案のとおり承認いたします。
 次に、第58号議案「平成25年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について」説明をお願いします。

第58号議案 平成25年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について

- 事務局** : 《議案説明》
 ※ 市立高等学校教職員の人事異動方針の概要について説明
- 委員長** : 第58号議案について、ご質問やご意見はありますか。
- A委員** : 10年以上の勤続者が異動対象となり、単純なケースでは退職までに2つの市立高校を2往復することになるという説明でしたが、南筑高校や久留米商業高校に勤務されている先生方で、他の県立や私立の学校に配属されたことがないという方は多くいらっしゃるのでしょうか？
- 事務局** : 「10年」というのはあくまで基準でございまして、そのとおりに異動しているということではございません。
 ちなみに、10年以上同じ学校に勤務している教職員は、久留米商業高校で8名、南筑高校で9名、合計17名でございます。これは全体の約2割でございます。それらの教職員に対しては異動の促進を図っております。
- A委員** : 異動先が「南筑」と「久商」しかないということに対して、色々な学校を経験してみたいと思われる先生が多いのか、それとも1つの学校に長くいることで色々と深めることができるとお考えの方が多いのか、現場の先生方の意識というものを知りたいのですが、いかがでしょうか？
- 事務局** : 南筑高校は「普通科」の学校で、久留米商業高校は「商業」の学校です。商業の課程が南筑高校に無いという事情から、商業科の教員が10年以上同じ学校にいるというケースが多くなっております。
 なお、学校現場では、久留米市立の高等学校に長く身を置いてがんばっていかうという意識が高いと言えます。
- 委員長** : 他にご質問やご意見はありますか。
- 全委員** : (特になし)
- 委員長** : 特にないようですので、第58号議案を原案のとおり承認いたします。

次に、第59号議案「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について」説明をお願いします。

第59号議案 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について

事務局 : 《議案説明》

※ 当報告書の概要（趣旨、手法、学識経験者からの意見、今後の予定）、前回の報告事項で説明した内容から変更になった箇所の説明及び事前に教育委員の方々からいただいた質問や意見に対する回答

委員長 : 第59号議案について、ご質問やご意見はありますか。

B委員 : 事前質問を踏まえたご説明ありがとうございます。若干ニュアンスが違う部分もありましたが、概ね質問及び意見に対するご回答をいただけたと思います。

ただし、「訪問看護に関する情報を付加すべき」という事前の意見については、あくまで1つの例を述べたのであって、できれば全体的に可能な範囲で具体的な記述をしていくべきだということでお伝えしたつもりでした。と言いますのも、これは今後、久留米市のホームページに記載されるものですので、保護者の方や一般の市民の方がご覧になるでしょうから、できる限り詳しい内容の方が好ましいのではないかと個人的に考えているからです。

次に、「自己評価が甘いのではないか」という事前の質問をさせていただきましたが、これに対しては今後の課題として検討していくとのことですので、期待したいと思います。

最後に、先ほどの説明の中では触れられませんでした、「久留米市体育協会助成事業」の記載の仕方は、具体的で分かり易く、良い表現だという意見も事前に申し上げておりましたので、ここで紹介させていただきます。

事務局 : 「全体的にできるだけ詳しく」というご意見につきましては、確かに読まれた方がすぐに分かるような表現が必要だという視点が重要だと思います。

この報告書は、「久留米市教育施策要綱」に沿った形で構成されております。各事業内容については、教育施策要綱の方がこの報告書よりも詳細な記載になっている部分もございます。今後、この報告書を久留米市のホームページに載せますが、その際には「この報告書は、教育施策要綱と比較しながらご覧になると、より分かりやすくなります」というアナウンスをするということで対応させていただこうと思います。

C委員 : 19ページの「学相談」とは何ですか？ おそらく「就学相談」が正しいと思います。

また、「相談参加率3.2%という高い割合」というのはどういう意味ですか？

事務局 : 正確な資料を持ってきておりませんが、他市と比べて参加率が高いということで、久留米市ではよりきめ細やかな就学指導ができているという観点で書かせていただきました。

- C委員** : 他市は3.2%よりも低いということでしょうか？
この書き方では分からないと思います。
- 事務局** : この事業の内容の詳細については、スペース等の問題で追加記載が難しいと思いますが、せめて評価の観点については分かるように追加で記載させていただきたいと思います。
- A委員** : 関連で質問いたしますが、「参加率が高いから良い評価」というのは疑問に思います。それよりも後段に書いている「保護者のニーズと就学指導の内容が一致している」ということが大事だと思います。
他市では、久留米市よりも参加が少ないかもしれませんが、保護者のニーズには適切に対応しているかもしれません。
参加率の高さが良い評価につながる理由について説明をお願いします。
- 事務局** : 他市よりも参加率が高いということは、より幅広い方々が相談できる体制が整っているという観点でプラス評価として書かせていただいております。この部分の表現については、分かりやすい表現に修正させていただきたいと思います。
- 委員長** : 他にご質問やご意見はありますか。
- 全委員** : (特になし)
- 委員長** : 特にないようですので、先ほど指摘があった部分を訂正していただくという条件で、第59号議案を承認いたします。

※ その後、事務局より報告と今後の日程について説明があり、閉会

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 平成24年第4回久留米市議会一般質問回答要旨について
- (3) 第59回文化財防火デーの消防訓練の実施について
- (4) 平成25年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について
- (5) 平成24年度久留米市立学校卒業式の日程について
- (6) その他
 - 第1回「くるめ学」子どもサミットについて
 - 「いじめ問題対応強化月間」の取組のまとめについて
 - 平成25年度久留米市立中学校選択制の状況について
 - 金メダリスト（小原・米満選手）と児童の交流について

今後のスケジュール

- 1月定例会： 1月21日（月）13時00分～ 移動教育委員会（浮島小学校）
- 2月定例会： 2月21日（木）15時00分～ 市庁舎3階301会議室